

○豊中市親水水路管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、親水水路の管理に関し必要な事項を定めることにより、親水水路の保全と適正な利用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「親水水路」とは、豊能南部親水水路及び中央幹線景観水路をいう。

(禁止行為)

第3条 何人も、親水水路に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに親水水路を損傷し、又は汚損すること。
- (2) みだりに親水水路に土石、竹木等の物件を堆〔たい〕積し、又はごみ、し尿その他の汚物若しくは廃棄物を捨てること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、親水水路の構造又は機能に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(工事等の承認)

第4条 親水水路に関する工事又は親水水路の維持を行おうとする者は、親水水路工事等施行承認申請書を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、親水水路の管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。

3 第1項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 工事又は維持を行う場所の位置を表示する図面
- (2) 法令により官公署の許可を必要とするものは、その許可書又はその写し
- (3) 工事に関する設計書、仕様書及び構造図面
- (4) 工事が隣接の土地又は建物所有者に利害関係があると認められるものについては、当該土地又は建物所有者の同意書。ただし、同意を得ることができないときは、その理由を記入した書類
- (5) その他市長が必要と認める図書

4 第1項の申請書の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

5 市長は、第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、当該申請書の副本を添えて親水水路工事等施行承認書又は承認をしない旨の通知書により当該申請書を提出した者に通知する。

(使用の許可)

第5条 次に掲げる行為（以下「使用」という。）をしようとする者は、親水水路使用許可申請書を提出し、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 道路法第32条第1項各号に規定する工作物、物件又は施設を設け、継続して親水水路の敷地を使用すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、親水水路をその本来の用途以外の用途に使用すること。

2 市長は、親水水路の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 第1項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 使用の位置を表示する図面
- (2) 工作物を設置しようとするときは、その設計書、仕様書及び構造図面
- (3) 法令により官公署の許可を必要とするものは、その許可書又はその写し
- (4) 使用が隣接の土地又は建物所有者に利害関係があると認められるものについては、当該土地又は建物所有者の同意書。ただし、同意を得ることができないときは、その理由を記入した書類
- (5) その他市長が必要と認める図書

4 第1項の申請書の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

5 市長は、第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、許可の可否を決定し、当該申請書の副本を添えて親水水路使用許可書又は許可をしない旨の通知書により当該申請書を提出した者に通知する。

6 前各項の規定は、変更の許可の申請について準用する。

(使用許可期間等)

第6条 前条第1項の許可の期間（以下「使用許可期間」という。）は、豊中市財務規則（昭和46年豊中市規則第13号）第122条第3項の規定により、1年以内とする。

2 使用許可期間満了後、引き続き使用しようとする者は、当該使用許可期間が満了する日の1月前までに、親水水路使用更新許可申請書を提出し、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

(使用料)

第7条 市長は、豊中市財産条例（昭和39年豊中市条例第9号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定により、第5条第1項又は前条第2項の許可（以下「使用許可」という。）を受けた者（以下「使用者」という。）から別表に定める使用料を徴収する。

2 使用料の額の算定方法は、次のとおりとする。

- (1) 使用料の額が年額で定められている使用物件に係る使用許可期間が1年未満であるとき又は使用許可期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算する。この場合において、使用開始の日の属する月及び使用終了の日の属する月の使用料は、それぞれ1月とする。ただし、使用許可期間が30日を超えないものについては、2月にまたがる場合でも1月分とする。
- (2) 使用料の額が月額で定められている使用物件に係る使用許可期間が1月未満であるとき又は使用許可期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。ただし、使用許可期間が15日未満のものは、1月の使用料の2分の1に相当する額とする。
- (3) 使用料の額が日額で定められている使用物件は、使用日数による。
- (4) 使用の面積の1平方メートル未満の端数は1平方メートルに、使用の長さの1メートル未満の端数は1メートルに切り上げて計算する。
- (5) 広告物のための使用であって、広告物として利用できる面積が、親水水路の使用面積より広いときの使用料は、広告物として利用できる面積による。

(使用料の徴収時期)

第8条 使用料の徴収時期は、使用許可の際全額を徴収する。

(使用料の減免)

第9条 市長は、条例第9条の規定により使用料を減免することができる。

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、親水水路使用料減免許可申請書を市長に提出しなければならない。

3 前項の申請書の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

4 使用料の減免を許可する場合及びその減免割合は、次のとおりとする。

- (1) 国又は地方公共団体その他これらに準ずる機関が、その事業を行うために使用する場合
免除
- (2) ガス、電気、電気通信、水道又は下水道の各戸引込管の設置のため使用する場合
免除
- (3) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道が親水水路と交差して使用する場合
免除
- (4) 街路灯又は防犯灯の設置のため使用する場合
免除
- (5) 地先から雨水又は汚水を溝等に排水するために必要な排水管の埋設のために使用する場合
免除
- (6) 道路に出入するために必要な路端、法敷〔のりじき〕又は側溝上を使用する場合
免除
- (7) 恒例による松かざり、祭典等のため臨時に使用する場合
免除
- (8) 難視聴対策を目的とする有線テレビジョン放送施設の設置のため使用する場合
免除
- (9) かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施設の設置のため使用する場合
免除
- (10) バス停留所の上屋又はバス停留所標識の設置のため使用する場合
2分の1減
- (11) 道路の附属物又は公安委員会の設置する交通信号灯を無償で添加する電柱又は電話柱の設置のため使用する場合
2分の1減
- (12) 電柱又は電話柱の支線の設置のため使用する場合
2分の1減
- (13) 認定電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者をいう。）が設ける簡易型携帯電話システムに係る無線基地局の設置のため使用する場合
3分の2減

(14) 電柱、電話柱若しくは消火栓標識に添加する広告物（以下「添加広告物」という。）又は建物、塀その他親水水路区域外の工作物若しくは物件に添加し、親水水路区域内に突出する広告物の設置のため使用する場合

10分の3（添加広告物のうち、巻付広告物については、20分の13）減

(15) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める場合

その都度市長の定める割合

5 市長は、第2項の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、許可の可否を決定し、当該申請書の副本を添えて親水水路使用料減免許可書又は許可をしない旨の通知書により当該申請書を提出した者に通知する。

（使用料の還付）

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 第16条第1項の規定により使用許可を取り消したとき。
- (2) 市長が使用の変更を許可したことにより過納となったとき。
- (3) 前条の規定により使用料を減免したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

（延滞金）

第11条 使用料の督促を受けた者が、指定期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該指定の期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、使用料滞納額（100円未満の端数があるときは、切り捨てる。）につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。

- 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏〔じゅん〕年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 3 市長は、災害、不測の事故その他やむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を減免することができる。

（権利譲渡等の制限）

第12条 使用者は、市長の許可を受けなければ、使用許可に基づく権利を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、親水水路使用許可書の写しを添えて親水水路使用権利譲渡等許可申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 前項の申請書の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。
- 4 市長は、第2項の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、許可の可否を決定し、当該申請書の副本を添えて親水水路使用権利譲渡等許可書又は許可をしない旨の通知書により当該申請書を提出した者に通知する。

（地位の承継）

第13条 使用者について相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により使用許可に基づく権利を承継した法人は、当該使用者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により使用者の地位を承継した者は、速やかにその事実を証する書類を添えて親水水路使用者地位承継届出書を市長に提出しなければならない。

（使用許可の失効）

第14条 使用許可は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

- (1) 使用者が死亡し、若しくは所在不明となった場合又は使用者である法人その他の団体が解散した場合において、前条第1項に規定する承継人がないとき。
- (2) 使用許可を受けた目的を事実上達成することができなくなったとき。
- (3) 第18条の規定により親水水路の用途を廃止したとき。

（原状回復）

第15条 使用者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに自己の費用をもって親水水路を原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復することが不適當であると認めるときは、この限りでない。

- (1) 使用許可期間が満了したとき。
 - (2) 使用許可期間満了前に使用を必要としなくなったとき。
 - (3) 次条の規定により使用許可が取り消されたとき。
- 2 使用者は、前項本文の規定により親水水路を原状に回復したときは、親水水路使用廃止届出書を市長に提出し、検査を受けなければならない。

3 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 使用の位置を表示する図面
- (2) 親水水路使用許可書の写し
- (3) 原状回復前後の現場写真

(監督処分)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この要綱の規定によって与えた使用許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその要綱を変更し、又は行為若しくは工事の中止、親水水路に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設を設置すること若しくは親水水路を原状に回復することを命じることができる。

- (1) この要綱の規定又はこの要綱の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この要綱の規定による使用許可又は承認に付した条件に違反している者
- (3) 詐欺その他不正の行為によりこの要綱の規定による使用許可又は承認を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱の規定による使用許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命じることができる。

- (1) 親水水路の管理上やむを得ない必要が生じたとき。
- (2) 公共事業を実施するために使用物件の撤去が必要となったとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(損害賠償)

第17条 自己の責めに帰すべき理由により親水水路を滅失し、又は損傷した者は、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定による賠償の方法及び額は、市長が定める。

(用途廃止)

第18条 市長は、親水水路がその機能を喪失したと認めるときは、その用途を廃止することができる。

(委任)

第19条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令達の日から施行する。

2 第4条第1項の承認及び第5条第1項の許可に係る手続は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

別表

親水水路使用料金表

使用物件	単位	期間	使用料	
電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物	電柱、支柱、支線柱、支線	1本	1年	3,400円
	電話柱、支柱、支線柱、支線	1本	1年	1,980円
	その他の柱類	1本	1年	150円
	共架電線その他上空に設ける線類	1メートル	1年	20円
	地下電線その他地下に設ける線類	1メートル	1年	10円
	路上に設ける変圧器	1個	1年	1,500円
	地下に設ける変圧器	1平方メートル	1年	1,000円

	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個	1 年	3,000 円	
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1 個	1 年	1,300 円	
	その他のもの	1 平方メートル	1 年	3,000 円	
水道管，下水道管，ガス管その他これらに類する物件	外径が 0.1 メートル未満のもの	1 メートル	1 年	100 円	
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの	1 メートル	1 年	150 円	
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの	1 メートル	1 年	200 円	
	外径が 0.2 メートル以上 0.4 メートル未満のもの	1 メートル	1 年	400 円	
	外径が 0.4 メートル以上 1 メートル未満のもの	1 メートル	1 年	1,000 円	
	外径が 1 メートル以上のもの	1 メートル	1 年	2,000 円	
マンホールその他これに類するもの		1 平方メートル	1 年	2,000 円	
鉄道，軌道，バス停留所その他これらに類する施設		1 平方メートル	1 年	3,000 円	
日よけ，雨よけその他これらに類するもの		1 平方メートル	1 年	3,000 円	
露店，商品置場その他これらに類する施設	祭礼，縁日等に際し，一時的に設けるもの	1 平方メートル	1 日	110 円	
	その他のもの	1 平方メートル	1 月	1,100 円	
広告物，標柱，標識その他これらに類するもの	広告物	一時的に設けるもの	1 平方メートル	1 月	1,100 円
		その他のもの	1 平方メートル	1 年	11,000 円
	標柱及び標識類		1 本	1 年	2,400 円
	その他のもの		1 平方メートル	1 月	1,100 円

工事中板囲い，足場及び工事中材料置場その他これらに類するもの	1 平方メートル	1 月	1,100 円
仮設建築物	1 平方メートル	1 月	300 円
自転車，原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具	1 平方メートル	1 月	3,000 円
通路その他一般使用	1 メートル又は1平方メートル	1 月	600 円

備 考

- 1 電柱には，当該電柱に設置される変圧器を含むものとする。
- 2 電話柱とは，電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい，電柱であるものを除くものとする。
- 3 共架電線とは，電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

【ふりがな付文字】たい＝堆積（第 3 条第 2 号）

じゅん＝閏年（第 11 条第 2 項）